

[NEWS RELEASE]



平成29年5月12日

各 位

会社名	昭和鉄工株式会社
代表者名	代表取締役社長 福田 俊仁 (コード番号 5953 福証)
問合せ先	取締役常務執行役員 鍋山 敏郎 (TEL 092-651-2932)

定款一部変更及び本社移転に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり平成29年6月28日開催予定の第95回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議し、併せて平成29年11月1日付で本社を福岡県糟屋郡宇美町に移転することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款一部変更及び本社移転の目的

当社は、過去5年間にわたり製販一体化やファブレス化等の機能集約を推進し、業務の効率化を図って参りました。

その一貫として、本社機能を当社の主力工場である宇美工場へ集約し、経営資源の有効活用や固定費削減等を図るとともに、開発・製造・営業部門とスタッフ部門の連携を強化することで、更なる事業運営の効率化と社内結束の向上を目指します。

このため、本店（本社）の所在地を現在の福岡市東区から宇美工場の所在地である福岡県糟屋郡宇美町に変更（移転）するとともに、併せて株主総会を機動的に運営するため株主総会の招集地の定めを廃止することとし、現行定款第2条（本店）の変更及び第14条（招集地）の削除並びにこれらに伴う条数の繰上及び附則の新設を行うものであります。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(本店) 第2条 当社は、本店を福岡市東区に置く。	(本店) 第2条 当社は、本店を福岡県糟屋郡宇美町に置く。
<u>(招集地)</u> 第14条 当社の株主総会は、福岡市において招集する。	(削除)
第15条 く (省略)	第14条 く (現行どおり)
第41条 (新設)	第40条 附則 第2条 <u>第2条(本店)の変更および第14条(招集地)の削除は、平成29年11月1日をもって効力を生じ、同日をもって本条を削除する。</u>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	平成29年 6月28日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年11月 1日 (予定)
本社移転日	平成29年11月 1日 (予定)

4. 移転前後の本社所在地

移転前 〒812-8587 福岡市東区箱崎ふ頭三丁目1番35号
 移転後 〒811-2101 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3351番8

5. 業績への影響等

本社移転に備え、宇美工場の敷地内に本社建物を新築致します。これに伴う業績への影響は軽微であります。

以上